

## ◆連携医登録制度のご案内◆

少子高齢化が進む中、地域における医療及び介護の総合的な確保と促進が全国的に課題となっています。このため、医療機関の機能の分化や連携、在宅医療の充実など、各地域における医療基盤の再構築や充実が検討されているところです。

旭川医療センター（当センター）では、地域の医療機関の皆様と機能分担及び医療連携を積極的に推し進め、2次医療圏及び道北地域の皆様により一層信頼していただけるよう貢献してまいります。

ついては、地域完結型の医療供給の仕組みの充実と、当センターがこの地で役割を果たしていくため、登録をお願いすることといたしました。

### 1 本制度の目的

当センターと地域の医療機関の皆様とで、患者さんに一貫性のある医療を提供するために、相互が緊密な医療連携を図ることを目的としています。

### 2 連携医登録のお申込み方法

- (1) 添付の連携医登録申請書に必要事項をご記入いただき、FAXにて地域医療連携室宛お送りください。（FAX 0166-51-3711）
- (2) 当センター内手続きの終了後、「連携医療機関登録証」をお送りいたします。  
以上で連携医としての登録が完了いたします。

### 3 連携医に登録していただきますと

- (1) 「独立行政法人国立病院機構旭川医療センター連携医」の名称をご利用いただけます。  
（例：名刺や医療機関案内など）
- (2) 「連携医療機関登録証」をお送りいたします。受付、待合室などへの配置をお願いいたします。
- (3) 当センターの「広報紙」、「外来担当医師一覧」などをお送りいたします。
- (4) 紹介患者さんの診療終了後は、原則として逆紹介によりお戻りいただきます。
- (5) 当センターの外来ホール及びホームページに「連携医一覧表」にて医療機関名をご紹介させていただくとともに、ホームページ上でリンク先設定をいたします。
- (6) 研修会、講演会、症例報告会など、医師のみならずコメディカルスタッフにもご案内をいたします。
- (7) CT・MRI・骨密度測定装置及び開放病床をご利用いただけます。
- (8) 当院は「在宅療養後方支援病院」として、在宅医療を担う医療機関のご要望に応じ24時間受入が可能な体制を確保いたします。

### 4 連携医登録期間

連携医登録期間は、3年間です。

期間経過後は、特にお申し出がなければ自動更新いたします。

※病院名等の変更や、住所の移転などございましたら、当院地域医療連携室までお知らせください。（電話0166-51-3161）